糸魚川市駅北復興まちづくり

「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」

景観･不燃化ガイドライン

【重点地域編】

平成 29 年 10 月　改訂版

新潟県　糸魚川市

糸魚川市駅北復興まちづくり

「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」

景観･不燃化ガイドライン

糸魚川駅北地域の中心市街地を東西に横断する「本町通り（市道横町大町線）」は、旧加賀街道として加賀藩の本陣が置かれていたという歴史を持ち、全国的にも稀少である雁木が残されています。

この本町通りを中心に、黒色系の瓦で葺かれた平入りの木造建築が軒を連ねる、特徴的で落ち着いたまちなみが多く見られます。

こうしたまちなみも、平成２８年１２月２２日に発生した糸魚川市駅北大火によって、その多くが焼失しました。糸魚川市では、この大火からの復興をめざし、平成２９年８月に『糸魚川市駅北復興まちづくり計画』を策定し本町通りの歴史的なまちなみの再生や個々の建物の個性を生かしつつ全体として調和のとれた「糸魚川らしいまちなみの再生」とともに、延焼遮断帯の形成や地区全体の建築物の不燃化促進、市道拡幅や防災公園の整備など「大火を防ぐまちづくり」に取り組むこととしています。

これらを実現するためには、行政による道路や公園等の整備と、土地や建物の所有者等による「景観」及び「不燃化」に配慮した土地利用や建築とが、一体となって進められていくことが必要です。

景観に配慮した建物や工作物等がつながっていくことで、統一感や連続性のある豊かで良好なまちなみが生まれます。また、建物を不燃化することで、所有者の皆さんの財産が守られるだけでなく、まち全体の防火性能が強化･向上していきます。

この「景観･不燃化ガイドライン」は、「景観」と「不燃化」を両立させたまちづくりを推進する上での基準を示すものとして定めるものです。

自らが住み暮らしていくまちを、自らの力でよみがえらせ、「糸魚川らしいまちなみ」をみんなで再生していきましょう。

景観･不燃化ガイドライン【重点地域編】

目　　次

1．目的と対象エリア

（1）ガイドライン策定の目的 …… 4

（2）エリアの設定と整備方針 …… 5

（3）ガイドラインによってめざすこと …… 6

2．ガイドラインの概要

（1）まちなみ・建物の景観イメージ …… 8

（2）ガイドラインの内容まとめ …… 9

3．ガイドラインの具体内容

【1】建物等の構造 …… 11

【2】建物等の配置 …… 13

【3】屋根の素材・形状・色彩 …… 15

【4】外壁の素材・色彩 …… 16

【5】公道に面する開口部の素材・色彩・修景… 18

【6】付属施設 …… 20

【7】土地利用 …… 21

（１）ガイドライン策定の目的

糸魚川市駅北大火からの復興と再生に向けて、『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

「糸魚川市駅北 復興まちづくり計画」～ 第4章 重点プロジェクト より

（復興まちづくりをけん引するうえで重要な施策や波及効果が高く優先的に取り組むべき施策）

	２ 大火を防ぐまちづくり プロジェクト	３ 糸魚川らしいまちなみ再生 プロジェクト
目的	大火の拡大を防ぐため、本町通りを延焼遮断帯として機能させるとともに、地区全体の建築物の不燃化を促進します。 また、市道の拡幅や防災上有効な公園等の整備などにより、延焼の拡大を防止し、市民と共に他の災害にも強いまちをつくります。	雁木や酒蔵などをはじめとする本町通りの歴史的なまちなみを再生するとともに、個々の建物の個性を生かしつつ、全体として調和のとれた糸魚川らしい景観づくりを推進します。
主な施策	**○ 本町通りにおける延焼遮断帯の形成** **○ 木造の建築物が密集する地域における建築物の不燃化に対する支援** **○ 延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進**	**○ 雁木再生への支援** **○ 地場産材等を活用した復興モデル住宅の推奨、支援** **○ 雁木のあるまちなみと調和する住宅や店舗の建築の促進と支援**

■不燃化の促進

個々の建物の防火性能を高め、市民の生命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します

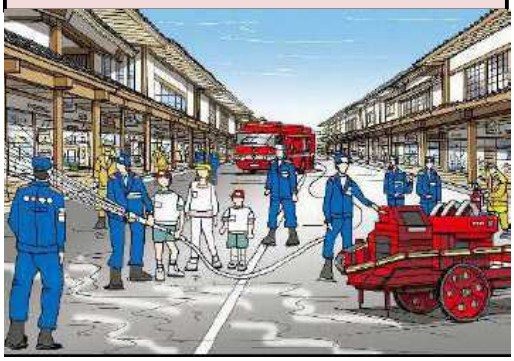

■良好な景観の形成

個々の建物が景観に配慮しながら連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します

（2）エリアの設定と整備方針

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、**①本町通り沿線**、**②重点地域**、**③計画対象地域**、３つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。

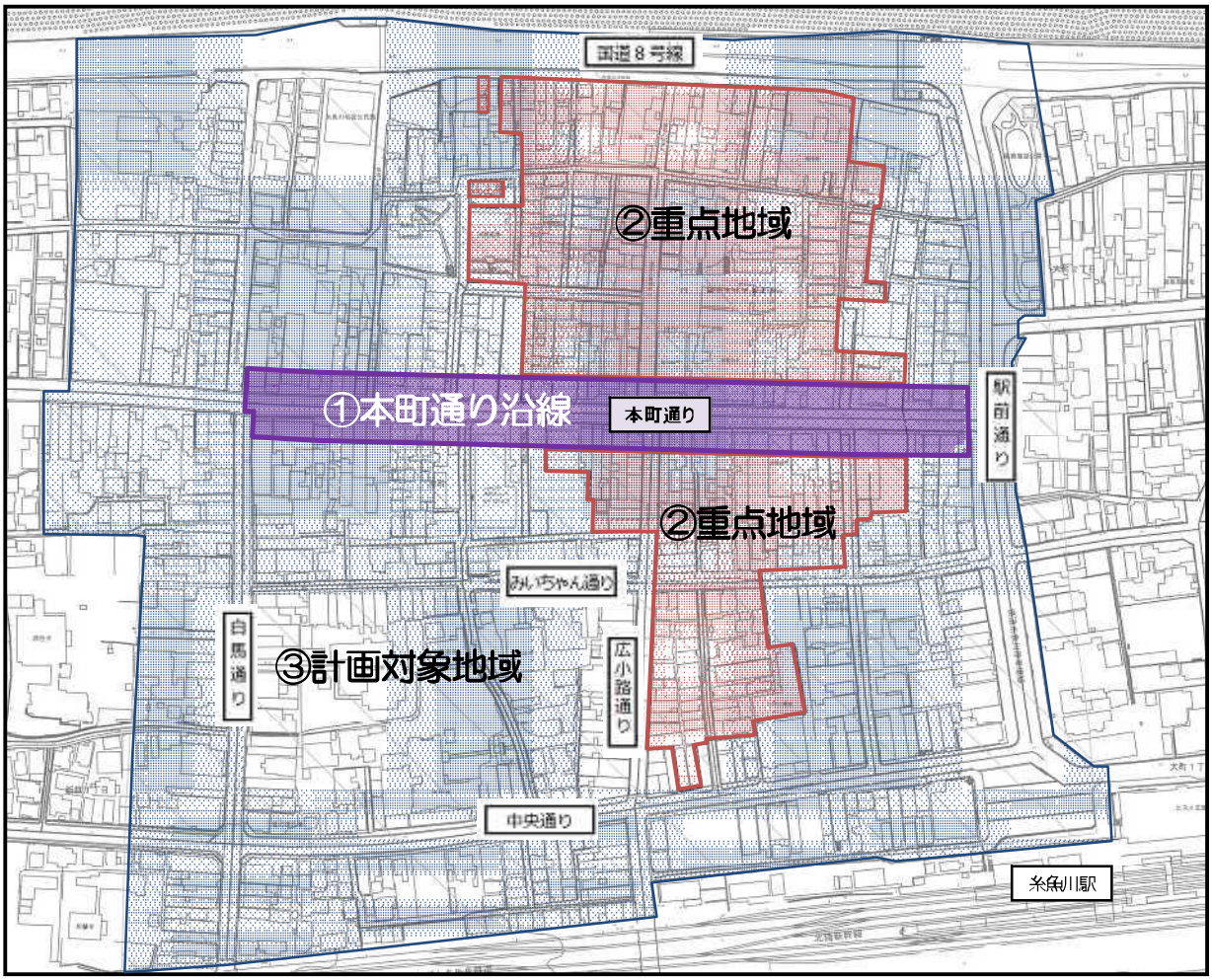

①本町通り沿線
［上図の紫色の範囲］

○沿線の建物を、準耐火建築物または耐火建築物として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。

○歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生と歩行者空間の整備を図り、連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

②重点地域
［上図の赤色の範囲］

○指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。

○建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

③計画対象地域
［上図の青色の範囲］

○指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域内の不燃化を推進します。

○建物の形状や色あい等をこのガイドラインで定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

ガイドラインの適用と推進・支援は、①本町通り沿線と②重点地域を先行して取り組みます。
③計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成３０年度以降を予定）。

（3）ガイドラインによってめざすこと

■糸魚川らしいまちなみ形成をめざします。

●糸魚川市街地の建物の特徴

- 黒色の瓦で間口が軒側（平入り）の建物が多い。
- 歩行者が雨や雪にあたらないよう軒先に雁木が連なっている。

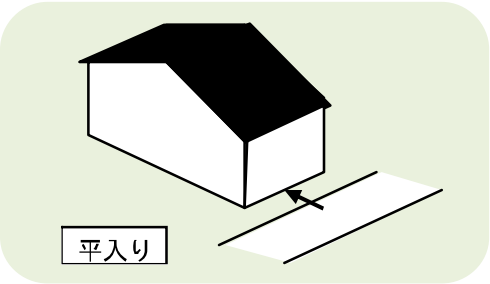

●糸魚川のまちなみの例

■建物の防災性能の向上による不燃化の促進をめざします。

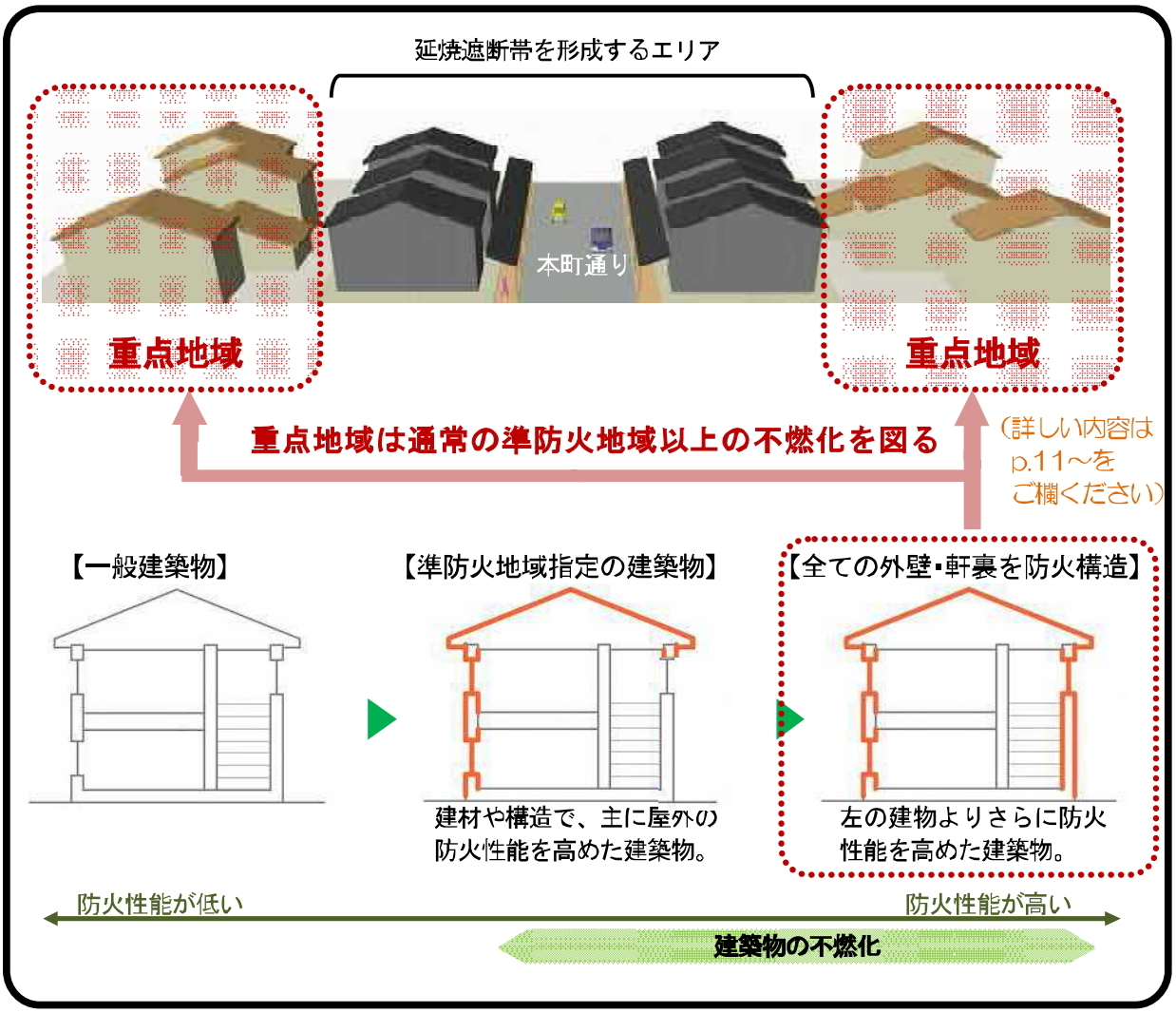

■建物どうしの調和によるまちなみ形成をめざします。

調和していない例	めざすべきまちなみの例

通り沿いの外壁

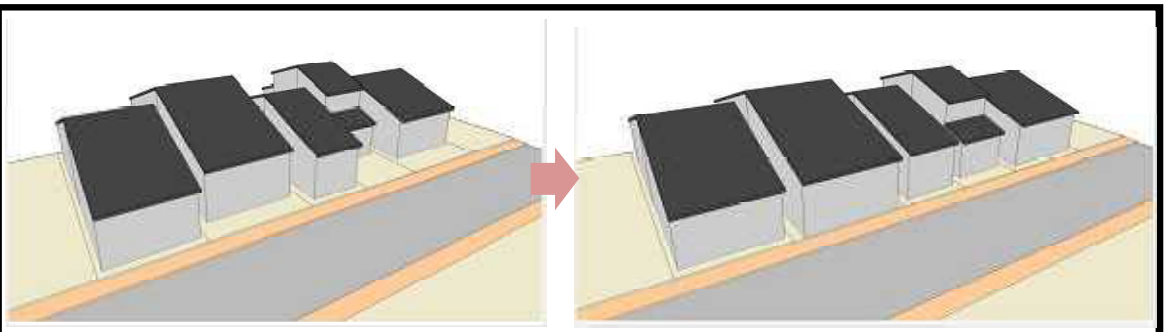

揃っていない　　揃っている

屋根の形状や向き

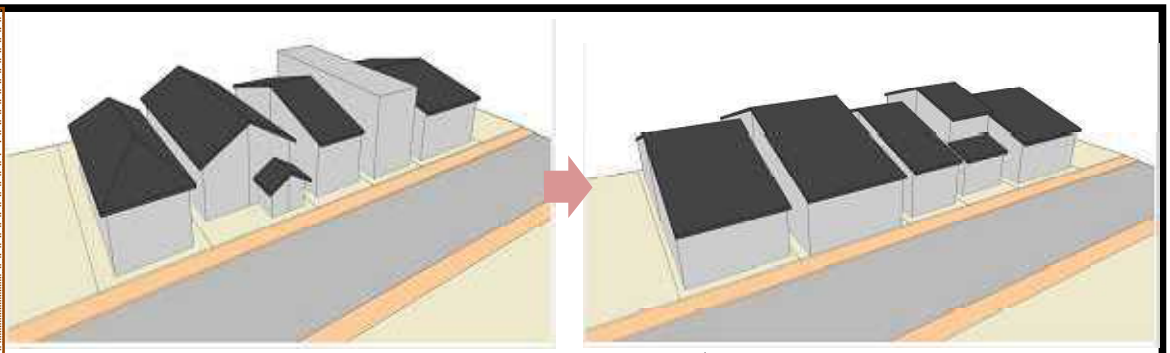

揃っていない　　切妻・平入りで揃っている

屋根の勾配

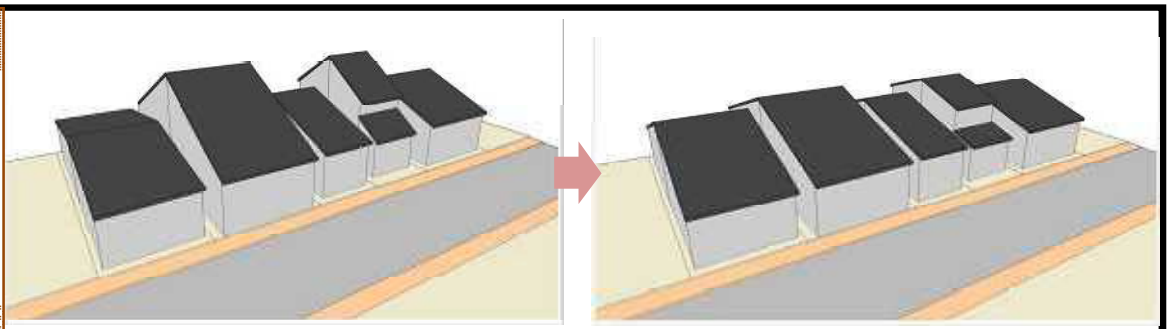

揃っていない　　揃っている

外壁の色彩

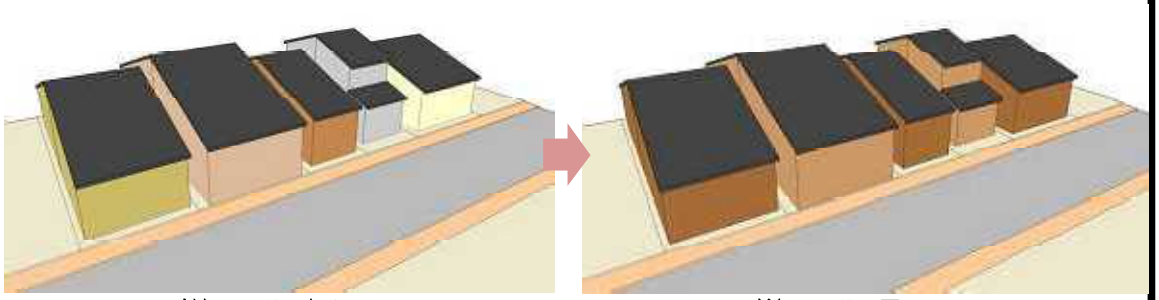

揃っていない　　揃っている

（1）まちなみ・建物の景観イメージ

ガイドラインの概要を「まちなみ」と「建物」の景観イメージで示します。

まちなみ景観

勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます

通り側の外壁は、隣接する建物との壁面を揃えます

建物景観

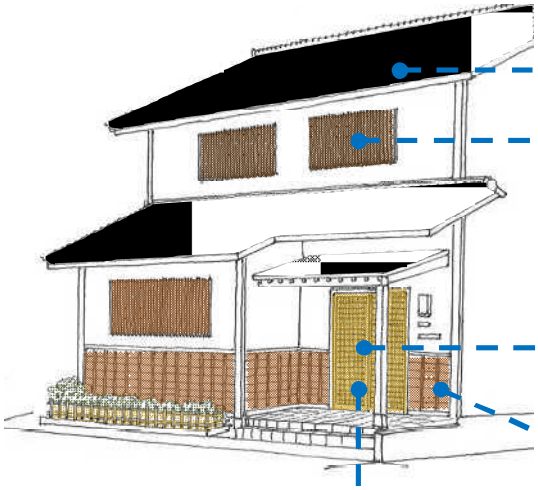

屋根は日本瓦、金属瓦（日本瓦調の）等とします（黒系・茶系）

切妻屋根で軒のある形状とします

公道に面する窓には縦の面格子（黒系・茶系・木肌調）の修景をします（不燃材使用）

公道に面する開口部のサッシュ・建具などは黒系・茶系とします（ガラスは透明・白系）

外壁と軒裏はすべて防火構造とします

入口は通りに対して平入りの配置とします

外壁色は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします

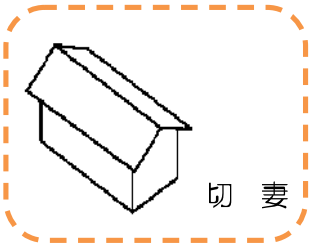

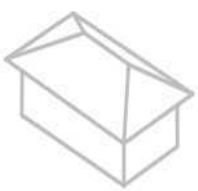

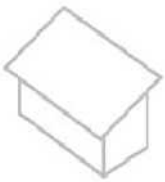

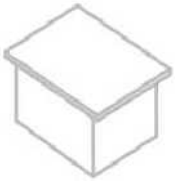

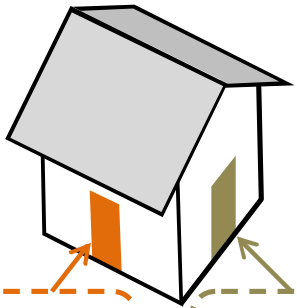

主な出入口が建物の軒側にある「平入り」

主な出入口が建物の妻側にある「妻入り」

（2）ガイドラインの内容まとめ

重点地域の景観・不燃化ガイドラインの内容を、以下にまとめます。

■対象範囲

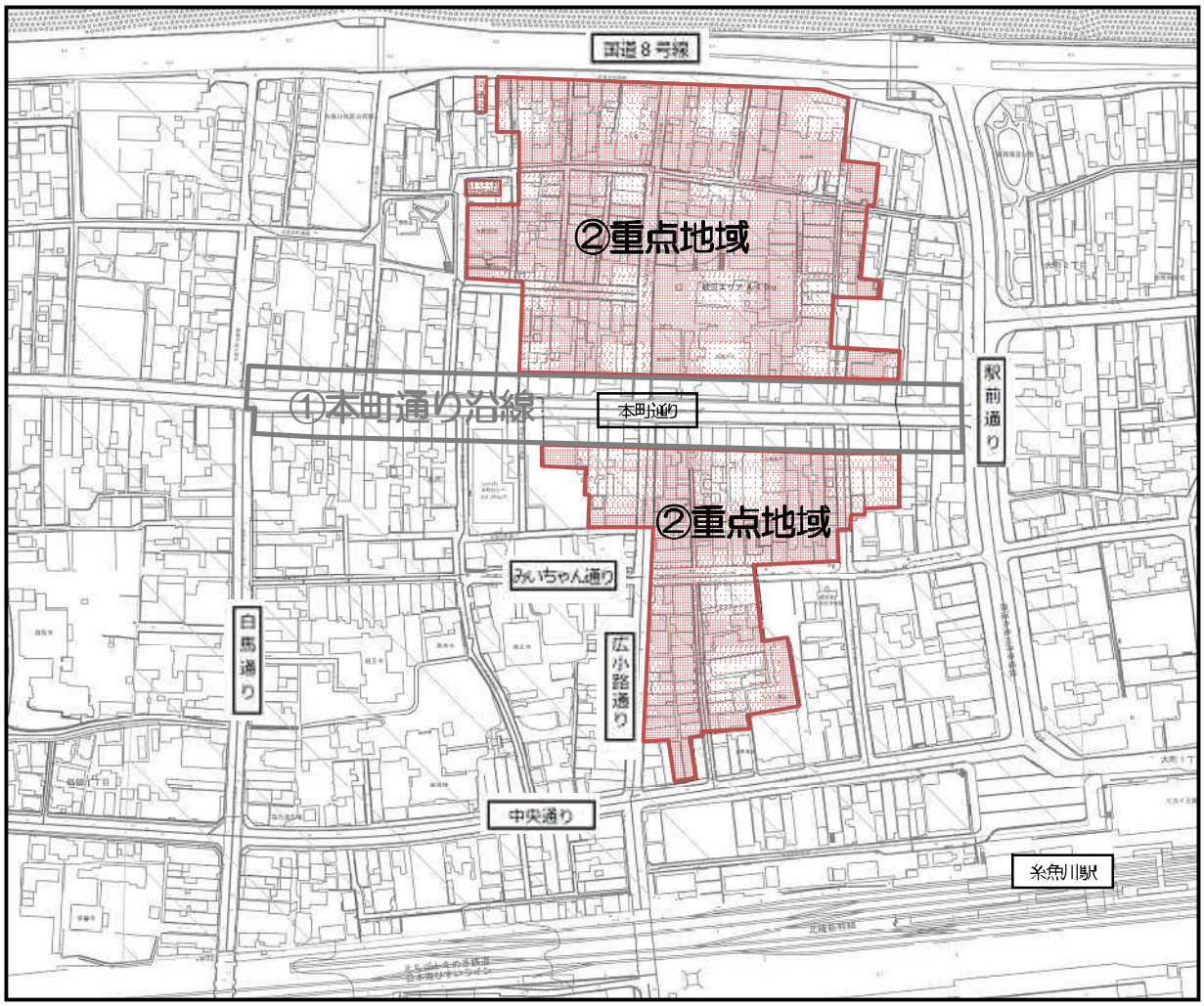

・被災エリアのうち、本町通りの道路境界から奥行 12 メートルまでを除く範囲

※「①本町通り沿線」と「②重点地域」とにまたがって建つ建物については、「①本町通り沿線」のガイドラインが適用されるため、このガイドラインではなく「⑴本町通り沿線」のガイドラインをご覧ください。

■方　針

○ 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、地域の復興の中で不燃化を推進します。

○ 建物の形状や色あい等をこのガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

■内容一覧

建物・付属建物	【1】 建物等の構造	(1)防火性能	○外壁・軒裏は全て 防火構造 とします。
	【2】 建物等の配置	(1)建物の位置	①通り側の外壁は、道路からの後退をおおむね２メートル程度までとし、隣接する建物との壁面を揃えます。
			②やむを得ず外壁を２メートル以上後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します。
		(2)屋根の形状・入口位置	⑴切妻屋根で、軒のある形状とします。
			②入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します。
	【3】 屋根の素材・形状・色彩	(1)素材	①日本瓦葺き 又は 金属瓦（日本瓦調のもの）葺きとします。
			②瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた長尺瓦棒葺き又は長尺横葺きとします。
		(2)形状	○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます。（3.5 寸～5寸勾配）
		(3)色彩	○黒系又は茶系とします。
	【4】 外壁の素材・色彩	(1)素材	○防火性能を満たす素材とします。
		(2)色彩	○彩度を下げた黒系、茶系、白系又は木肌調（木そのものの色合い）とします。【色彩基準あり】
	【5】 公道に面する開口部の素材・色彩・修景	(1)素材	○公道に面するすべての開口部の素材は、防火性能を満たすものとします。
		(2)色彩	⑴公道に面するすべての開口部の色彩は、彩度を下げた黒系又は茶系とします。【色彩基準あり】
			②公道に面するすべてのガラスは透明又は白系とします。
		(3)修景	①公道に面するすべての窓には、縦の面格子の修景をします。【設計基準あり】
			②縦の面格子の修景には不燃材料を用います。
			③縦の面格子の色彩は、彩度を下げた黒系、茶系又は木肌調とします。
付属施設	【6】 付属施設	(1)設置位置	①公道に面する部分には設置しないようにします。
			②公道に面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します。
		(2)色彩	○公道に面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系又は木肌調とします。
その他	【7】 土地利用	植樹・植栽	○延焼の拡大の抑制と緑豊かなまちなみの形成を目指し、市街地内の緑化を推進します。

【１】建物等の構造

（１）防火性能

○ 外壁・軒裏は全て防火構造とします。

準防火地域の仕様　：「延焼の恐れのある部分」を防火構造とする

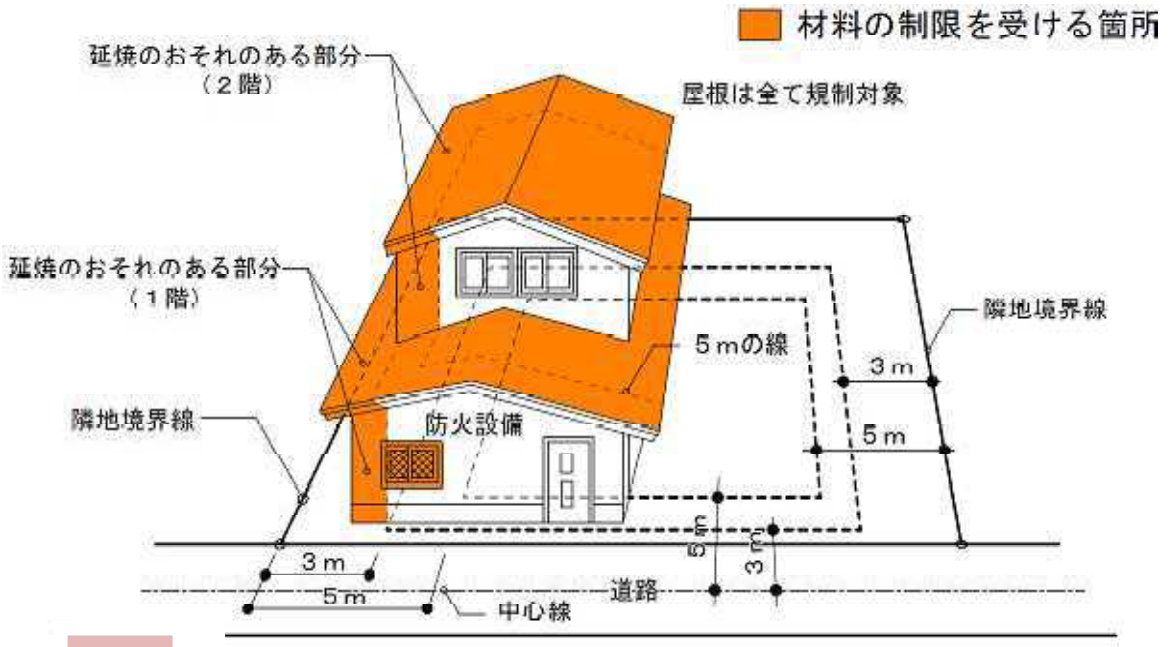

推奨する仕様　：　建物の外壁と軒裏をすべて防火構造とする

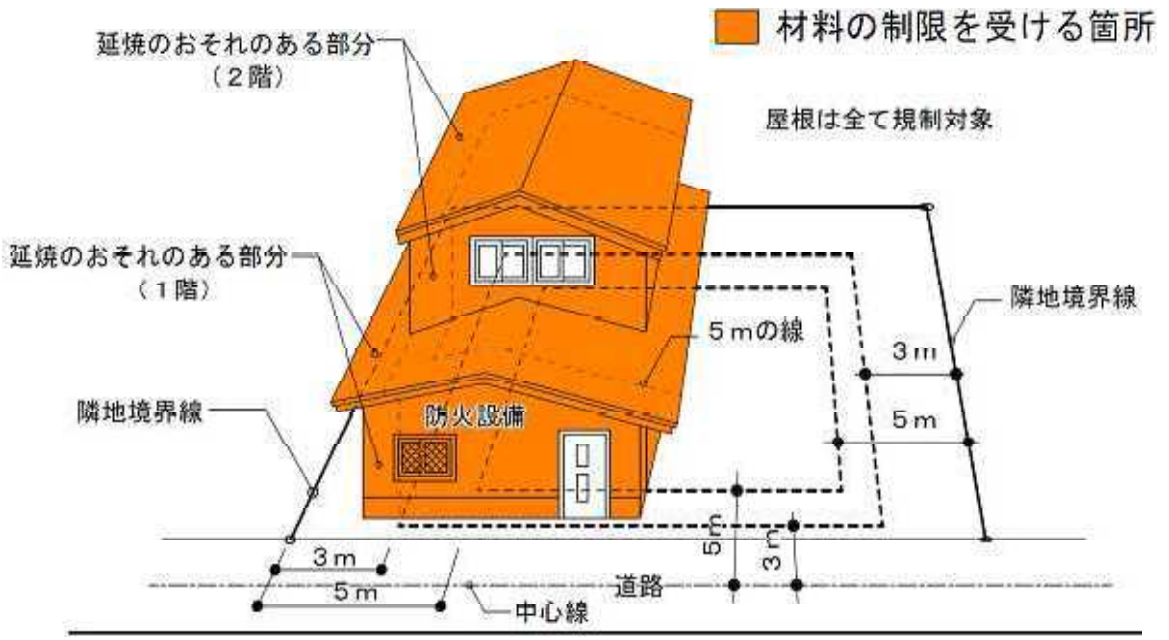

○当区域は準防火地域に指定されているため、延焼の恐れのある部分は防火構造にする必要がありますが、防火性能をさらに高めて不燃化を推進するため、建物全体の外壁・軒裏を防火構造とします。

○準防火地域で、建物の「延焼のおそれのある部分」に「使える」「使えない」材料の一例
（木造２階建て、延べ床面積 500 ㎡以下の住宅程度）

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">使　え　る</th><th>使えない</th></tr>
<tr><td rowspan="4">外壁</td><td>
大臣認定を受けた外壁材</td><td>
大臣認定を受けた外壁材
「金属系サイディング」</td><td rowspan="3">
木の下見板</td></tr>
<tr><td>
大臣が定めたもの
「鉄板と下地板の組合せ」</td><td>
大臣認定を受けた外壁材
「窯業系サイディング」</td></tr>
<tr><td> </td><td>大臣認定を受けた外壁材
「木を不燃加工した板材」</td></tr>
<tr><td>軒裏</td><td>
大臣認定を受けた軒裏材</td><td> 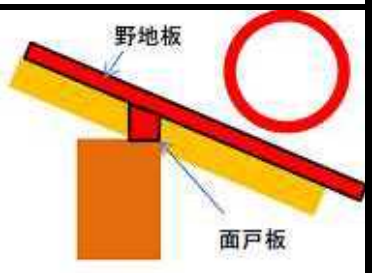
軒裏の木を見せたい場合
大臣が定めたもの
野地板厚 30mm 以上、面戸板厚 45mm 以上（桁、外壁は別途　防火構造にすること）</td><td>
軒裏が木のまま</td></tr>
<tr><td>窓</td><td>
網入りガラス</td><td></td><td>
透明ガラス</td></tr>
</table>